

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：登米市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	昭和55年11月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	登米市	職員数* (H19. 4. 1現在)	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	279 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	8,762 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	11 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数*	0.36 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率* (%)	14.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	91.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日] 9町の合併後の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。行財政改革の分野では、行財政改革指針を策定し、下水道事業経営の健全化を図る為、下水道への接続促進等を早急に進め、地方公営企業法の適用を検討していく。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	登米市農業集落排水事業健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	登米市長 布施 孝 尚
既存計画との関係	登米市行財政改革実施計画（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	登米市ホームページ、広報等、2月定例議会説明
基本方針	厳しい社会経済情勢や本市の財政状況を踏まえ、本市の行財政改革大綱及び行財政改革実施計画（集中改革プラン）の具現化を図るため、時代の変化に柔軟に対応できるよう適正な定員管理や公営企業経営の健全化等を目標に、住民福祉の向上と市政の更なる発展を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	165	76		242
	補償金免除額	27	19		46
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	83	16		98

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設(下水道事業)	65,743			65,743
	農業集落排水施設(下水道事業)	99,517			99,517
	農業集落排水施設(下水道事業)		21,373		21,373
	農業集落排水施設(下水道事業)		18,338		18,338
	農業集落排水施設(下水道事業)		17,498		17,498
	農業集落排水施設(下水道事業)		19,080		19,080
合 計 (A)		165,260	76,289		241,549
一 般 会 計 再 掲 上 記 の 中 に お け る 部 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		165,260	76,289		241,549

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 再 掲 上 記 の 中 に お け る 部 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設(下水道事業)	5,767			5,767
	農業集落排水施設(下水道事業)	27,977			27,977
	農業集落排水施設(下水道事業)	391			391
	農業集落排水施設(下水道事業)	23,466			23,466
	農業集落排水施設(下水道事業)	21,986			21,986
	農業集落排水施設(下水道事業)		10,137		10,137
農業集落排水施設(下水道事業)		4,607		4,607	
合 計 (A)		79,587	14,744		94,331
一 般 会 計 再 掲 上 記 の 中 に お け る 部 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		79,587	14,744		94,331

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>平成17年4月1日に9町が合併した際、「サービスは高く、負担は低く」という観点から旧町域で最も低い料金体系に統一したことにより、県下では49市町村中、下から4番目の低い料金となっている。</p> <p>これは、使用料回収率の低さとなり、一般会計からの繰出金が増大となり、市の財政悪化の大きな要因となっている。また、接続率が70%未満と低く、使用料回収率の低さの一要因となっている。</p> <p>これらの問題は、経営上の問題に止まらず、水質保全への悪影響、接続者と未接続者の公平性等、多岐にわたり影響があるため早期の改善が必要となっている。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>使用料の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回収率（維持管理費）が63%、汚水処理原価（維持管理費、資本費）が、使用料単価の3.6倍となっており、使用料収入を上げることが必要である。よって早急に使用料の適正化を図る。</td> </tr> </table>	課 題	使用料の適正化	回収率（維持管理費）が63%、汚水処理原価（維持管理費、資本費）が、使用料単価の3.6倍となっており、使用料収入を上げることが必要である。よって早急に使用料の適正化を図る。	
	課 題	使用料の適正化			
	回収率（維持管理費）が63%、汚水処理原価（維持管理費、資本費）が、使用料単価の3.6倍となっており、使用料収入を上げることが必要である。よって早急に使用料の適正化を図る。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>接続率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">接続率が70%未満と低く、使用料回収率の低さの原因となっている。接続率については、経営上の問題のほかにも影響があるため適切な対策を図る。</td> </tr> </table>	課 題	接続率の向上	接続率が70%未満と低く、使用料回収率の低さの原因となっている。接続率については、経営上の問題のほかにも影響があるため適切な対策を図る。	
	課 題	接続率の向上			
	接続率が70%未満と低く、使用料回収率の低さの原因となっている。接続率については、経営上の問題のほかにも影響があるため適切な対策を図る。				
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理計画の策定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安定した経営を目指すうえで、施設の老朽化に伴う修繕料の平準化を図ることが不可欠であるため、計画の策定を行う。</td> </tr> </table>	課 題	維持管理計画の策定	安定した経営を目指すうえで、施設の老朽化に伴う修繕料の平準化を図ることが不可欠であるため、計画の策定を行う。		
課 題	維持管理計画の策定				
安定した経営を目指すうえで、施設の老朽化に伴う修繕料の平準化を図ることが不可欠であるため、計画の策定を行う。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>下水道台帳の整理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合併したばかりであり台帳整備が遅れているため、適正な管理を行う上で大きな支障となっており、早期の整備を図りたい。</td> </tr> </table>	課 題	下水道台帳の整理	合併したばかりであり台帳整備が遅れているため、適正な管理を行う上で大きな支障となっており、早期の整備を図りたい。		
課 題	下水道台帳の整理				
合併したばかりであり台帳整備が遅れているため、適正な管理を行う上で大きな支障となっており、早期の整備を図りたい。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>使用料等の滞納整理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受益者負担を履行させることは、経営上はもちろん、事業を進める上で必要不可欠であるため、推進を図る。</td> </tr> </table>	課 題	使用料等の滞納整理	受益者負担を履行させることは、経営上はもちろん、事業を進める上で必要不可欠であるため、推進を図る。		
課 題	使用料等の滞納整理				
受益者負担を履行させることは、経営上はもちろん、事業を進める上で必要不可欠であるため、推進を図る。					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成 年度 (計画前5年度) (決算)	平成 年度 (計画前4年度) (決算)	平成 年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度) (決算見込)	平成21年度 (計画第2年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成23年度 (計画第4年度) (決算見込)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)					466	458	576	594	568	592	606
	(1) 営 業 収 益 (B)					151	139	146	150	189	196	202
	ア 料 金 収 入					151	139	146	150	189	196	202
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益					315	319	430	444	379	396	404
	ア 他 会 計 繰 入 金					283	290	199	189	141	181	207
	イ そ の 他					32	29	231	255	238	215	197
	2 総 費 用 (D)					466	457	576	594	568	592	606
	(1) 営 業 費 用					221	221	340	348	307	317	318
	ア 職 員 給 与 費					32	28	27	27	27	25	25
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他					189	193	313	321	280	292	293
(2) 営 業 外 費 用					244	236	236	246	261	275	288	
ア 支 払 利 息					244	236	236	246	261	275	288	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)					0	1	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)					764	991	1,369	1,368	1,381	1,360	1,376
	(1) 地 方 債					138	405	485	497	487	482	495
	(2) 他 会 計 補 助 金					418	279	416	404	420	413	413
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					154	296	461	462	470	460	462
	(6) 工 事 負 担 金					19	11	7	5	4	5	6
	(7) そ の 他					35						
	2 資 本 的 支 出 (G)					716	991	1,369	1,368	1,381	1,360	1,376
	(1) 建 設 改 良 費					357	601	982	990	993	971	987
	ウ ち 職 員 給 与 費					47	50	44	44	44	44	41
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)					359	390	387	378	388	389	389
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)					48	0	0	0	0	0	0	0

(3) 経営指標等

		平成 年度 (計画前5年度) (決算)	平成 年度 (計画前4年度) (決算)	平成 年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)				26.8	27.7	27.9	35.5	35.5	36.5	37.1
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)				56.4	54.1	59.8	61.1	59.4	60.3	60.9
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)			60.7	63.3	37.0	25.4	24.8	30.7	34.3
	うち基準内繰入金	(%)			27.7	55.2	32.3	22.2	21.7	26.9	29.9
	うち基準外繰入金	(%)			33.0	8.1	4.7	3.2	3.1	3.8	4.4
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)			54.7	28.2	30.4	29.5	30.4	30.4	30.0
	うち基準内繰入金	(%)			13.9	13.7	14.8	14.4	14.8	14.8	14.6
	うち基準外繰入金	(%)			40.8	14.5	15.6	15.1	15.6	15.6	15.4
	うち赤字補てん的なもの	(%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	年30%未満の改定・段階的に実施 (H21年度に30%程度の料金改定を行い、4～5年後に維持管理費の回収を目指す。)
2 他会計繰入金の見込み	維持管理費に対する料金収入不足分、起債償還に対する負担金等の収入不足分の補填に充てる
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>管理運営費の縮減を図ることは、受益者に負担を強いる課題 の実施時において、理解・協力を得られ課題解消の促進が図られる。</p> <p>登米市定員適正化計画では、平成18年4月1日現在の職員数1,970人を平成23年4月1日現在の職員数1,730人に削減(削減率12%)することとしている。農業集落排水事業では、平成17年4月1日現在の職員数10人を平成19年4月1日に7人に削減(削減率30%)している。</p> <p>給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じて実施している。管理職手当の定額化については、平成19年4月1日付けで実施済みである。特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。</p> <p>技能労務職員の給料表については、国と同一である。技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用はおこなわず当該業務の民間委託を図ることとしている。技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。</p> <p>退職時特昇及び退職予定特昇についての制度はない。退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。</p> <p>地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>管理運営費の縮減を図ることは、受益者に負担を強いる課題 の実施時において、理解・協力を得られ課題解消の促進が図られる。</p> <p>終末処理場の包括的民間委託の実施に向けて、調査検討を平成19年度より行っている。</p> <p>指定管理者制度・PFI制度について調査検討を平成19年度より行う。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	雨水公費・汚水私費の原則に基づき課題 に向け実施する。 回収率(維持管理費)が63%、汚水処理原価(維持管理費、資本費)が、使用単価の3.6倍となっており、使用料収入を上げることが必要である。よつて早急に使用料の適正化を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	経営の計画性、透明性を図ることにより、受益者に負担を強いる課題 の実施時において理解、協力を得られ課題解消の促進が図られる。 決算状況の公表については、9月議会で認定後、市の広報誌、ホームページ等により速やかに公表する。予算等についても同様に速やかに公表する。 登米市においては、成果重視の行政への転換 説明責任の遂行 マネジメントサイクルの構築 職員の意識改革を目的に行政評価システムを構築する。 具体的に平成19年度は、全庁的試行評価の実施 モデル事業(事務事業)評価結果の公表 平成20年度評価の指標等設定を計画している。
5 その他	課題 維持管理計画の作成、課題 下水道台帳の整備を行い、適正な維持管理を行い経費の縮減、修繕料の平準化を図る。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	国家公務員は、平成17年度末に比較して平成22年度末総数を100分の5に相当する数以上の純減を目標としているが、登米市においては、合併自治体であり、更に上回る削減を行う。農業集落排水事業は、平成17年4月1日の職員数10人を平成19年度に3人の削減を行い(3人×7百万円×5年)総額105百万円の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	定期的な料金改定、未収金の徴収対策、料金収入に伴う水洗化の向上を図る。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

(単位:人、百万円)

区分	目標又は実績	平成 年度 (計画前5年度) (決算)	平成 年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)				17,600	21,763		21,763	21,763	21,763	21,763	21,763	
	A 増減					4,163	4,163	0	0	0	0	0	0
	水洗便所設置済人口(人)				11,722	16,284		16,707	16,970	17,008	17,180	17,326	
	B 増減					4,562	4,562	423	263	38	172	146	1,042
	水洗化率(%)				66.6	74.8		76.8	78.0	78.2	78.9	79.6	
	C 増減					8.2	8.2	2.0	1.2	0.2	0.7	0.7	4.8
	有収水量(m ³)				1,008,249	1,090,789		1,117,660	1,144,440	1,147,530	1,185,520	1,220,900	
	D 増減					82,540	82,540	26,871	23,780	6,090	37,990	35,380	130,111
使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)				149	127		131	165	165	165	165		
E 増減					-22	-22	4	34	0	0	0	38	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)													
収納率(%)				93.3	92.2		93.5	93.5	93.5	93.5	93.5	93.5	
G 増減					-1.1	-1.1	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
その他()													
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)				15	20		21	21	27	28	29	
	増減					5	5	1	0	6	1	1	8
	職員数(人)			10	10	7		7	7	7	7	7	
	増減					-3	-3	0	0	0	0	0	0
	管理運営費(千円)				825,675	848,714		891,157	901,208	905,000	909,603	923,176	
	I 増減					22,839	22,839	42,443	10,051	3,792	4,603	13,573	74,462
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)				47	39		41	41	42	42	42	
	J 増減					-8	-8	2	0	1	0	1	4
汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)				557	458		470	465	465	452	445		
K 増減					-99	-99	12	-5	0	-13	-7	-13	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)				218	202		240	243	223	207	201		
L 増減					-16	-16	38	3	-20	-16	-6	-1	
その他()													
M 増減													
収入の確保	使用料回収率(%) (E/K×1,000)				26.8	27.7		27.9	35.5	35.5	36.5	37.0	
	増減					0.9		0.2	7.6	0.0	1.0	0.5	
	累積欠損金比率(%)												
経営の効率化	企業債現在高(百万円)				8,747	8,762		9,016	9,245	9,454	9,657	9,873	
	増減					15		254	229	209	203	216	
収入の確保	使用料収入				151	139		146	150	189	196	202	
	改善額							7	11	50	57	63	188
	有収水量の増加							7	11	11	16	21	66
	使用料の適正化									39	41	42	122
	収納率の向上												
その他()													
経営の効率化	改善額												
	管理運営費				826	849		891	901	905	910	923	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの				79	78		57	57	57	57	57	
	改善額							21	21	21	21	21	105
	職員給与費の適正化							21	21	21	21	21	105
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	うち職員給与費中の退職手当												
	その他(建設事業費の縮減・事業の見直し)					37,724		37,724	37,724	37,724	37,724	36,974	
改善額											750	750	
計画前5年間改善額 合計											0		
												改善額 合計	1,043
												(参考) 補償金免除額	46

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

・現時点ではH21年度からの料金改定(予定)を目標としているため、改善額の効果はH21年度から計上している。

民間委託の取り組み状況

・H19 資料収集、H20 業務委託水準及びリスク分担の検討、H21 導入効果の算定、H22年度に実施したい。

(効果額の算定) 現体制は、公共下水道施設、農業集落排水施設、浄化槽を4人で管理を行っている。H22年の民間委託時において、1名の縮減を計画している。効果額については、公共下水道事業の職員の適性化に計上した。人件費以外の効果については、種々の情報により見込る状況にないため未計上とした。

その他に記載された項目に関する取組等

・事業手法の見直し(工事費のコスト比較に伴い、集合処理より個別処理へ(浄化槽事業))による事業費の縮減分である。

(見直し内容 H23年以降の事業計画6地区の実施事業の見直し 総額 7,819百万円の削減を図った。)

当計画の改善額 H23年~H28年計画の2地区の事業費4,500百万円を事業期間6年間で除した額をH23年度に計上 4,500÷6=750百万円